

# 綾部市の事業所

(平成28年経済センサス-活動調査の概要)

綾部市

## はじめに

経済センサスー活動調査は、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施されました。

経済センサスは、事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点を置いた「経済センサスー基礎調査」と、売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「経済センサスー活動調査」の2調査で構成されています。

この報告書は、平成28年6月1日に実施された「平成28年経済センサスー活動調査」の結果について、綾部市分について取りまとめたものです。

本市の事業所の現状把握や産業発展の基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施に当たり、ご協力をいただきました事業所及び企業の皆様をはじめ、調査員の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年12月

綾部市総務部総務防災室総務課

# 目 次

経済センサスー活動調査の概要	1～3
用語の解説	4～8
利用上の注意	9
結果の概要	
《参考》	10～11
1 事業所数及び従業者数	12～13
2 産業分類別事業所数及び従業者数（民営）	14～15
3 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）	16～17
4 男女別・産業別従業者数（民営）	18～19
5 従業上の地位別、産業別の状況（民営）	20～21
6 地区別事業所数及び従業者数（民営）	22
7 経営組織別事業所数と従業者数	23～24
8 会社企業	25
統計表	
第1表 産業（中分類）別事業所数及び男女別従業者数（民営）	26
第2表 産業（大分類）別、従業者規模別（8区分）別事業所数（民営）	27
付録	
府内市町村別事業所及び従業者数（民営）	28

## 平成28年経済センサスー活動調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、すべての民営の事業所・企業を対象に実施され、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

### 2 調査の沿革

この調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

### 3 調査日

平成28年6月1日

### 4 調査の対象

全国すべての民営事業所及び企業が対象（農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所は除く）

### 5 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査しました。

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 事業所の移転及び名称の変更の有無
- (4) 開設時期
- (5) 経営組織
- (6) 協同組合の種類
- (7) 学校及び学校教育支援機関の種類
- (8) 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類
- (9) 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地
- (10) 本所か否か
- (11) 支所の数
- (12) 事業の内容
- (13) 事業所の形態
- (14) 管理・補助的業務の種類
- (15) 従業者数
- (16) 電子商取引の有無及び割合
- (17) 設備投資の有無及び取得額

- (18) 自家用自動車の保有台数
- (19) 土地及び建物の所有の有無
- (20) 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
- (21) 決算月
- (22) 売上（収入）金額若しくは経常利益又はその割合
- (23) 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
- (24) 本支店間移動の割合
- (25) 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
- (26) 相手先別収入割合
- (27) 費用
- (28) リース契約による契約額及び支払額
- (29) 有形固定資産
- (30) 生産数量及び生産金額
- (31) 製造品在庫額
- (32) 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
- (33) 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
- (34) 加工賃収入額、賃加工品名及び製造業以外の収入額
- (35) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
- (36) 直接輸出額の割合
- (37) 主要原材料名
- (38) 工業用地及び工業用水
- (39) 作業工程
- (40) 商品手持額
- (41) 小売販売額の商品群別割合
- (42) 小売販売額の商品販売形態割合
- (43) セルフサービス方式の採用
- (44) 売場面積
- (45) 営業時間
- (46) 施設又は店舗の形態
- (47) チェーン組織への加盟
- (48) 業態別工事種類
- (49) 宿泊業の収容人数及び客室数
- (50) 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
- (51) 同業者との契約割合
- (52) 信用事業又は共済事業の実施の有無
- (53) 消費税の税込記入・税抜記入の別

## 6 調査の方法

### (1) 調査員調査

調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

### (2) 直轄調査

国、都道府県及び市が、民間事業所を活用し、企業の本社などに、調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

## 用語の解説

### 1 事業所

#### (1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

#### (1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人です。

#### (2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれます。

#### (3) 有給役員

法人・団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含まれます。

#### (4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

##### ○正社員・職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいいます。

##### ○正社員・職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人

外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいいます。

#### (5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

### 3 他への出向又は派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

### 4 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

### 5 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者」を除き、「他からの出向・派遣従業者」を加えることにより算出しています。

### 6 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。

### 7 経営組織

#### (1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれます。

#### (2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。次の会社及び会社以外の法人が該当します。

##### (ア) 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

##### (イ) 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば、独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

### (3) 法人でない団体

法人格を持たない団体をいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

## 8 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。

## 9 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

## 10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類しています。

## 11 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、次の2つに区分しています。

### (1) 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいいます。

### (2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいいます。（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業を含む。）

## 12 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

### (1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

### (2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを総括している

事業所をいいます。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とします。

### (3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の総括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の総括を受ける一方で、下位の事業所を総括している中間的な事業所も支所とします。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

なお、経営組織が外国の会社は支所とします。

## 1.3 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などです。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。

なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、経常収益としており、本調査では、平成27年1年間の値を把握しています。

## 1.4 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によりますが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいい、本調査では、平成27年1年間の値を把握しています。

## 1.5 費用

ア 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。

なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としています。

イ 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

ウ 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含みます。

エ 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）

会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。

- オ 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）  
土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
- カ 減価償却費  
固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額。
- キ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）  
営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。
- ク 外注費（個人経営を除く。）  
業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費。人材派遣会社への支払いを含みます。
- ケ 支払利息等（個人経営、「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。）  
借入金等に対する支払利息等の総額。営業外費用に計上する支払利息等が該当します。費用総額の内数ではありません。

なお、上記の費用項目は、本調査では平成27年1年間の値を把握しています。

## 1.6 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できます。本調査においては、以下の計算式を用いて、平成27年1年間の値を把握しています。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

また、事業所に関する付加価値額は、上記計算式で算出した企業等全体の付加価値額をその企業等を構成している本所及び支所それぞれに対し、事業従事者数に応じて按分することにより集計しました。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、次は含まれていません。

固定資産減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費  
農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

## 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書は、総務省「平成28年経済センサス-活動調査」の確報集計結果を掲載しています。
- 2 調査は次に掲げる事業所を除く事業所・企業について行いました。
  - (1) 国及び地方公共団体の事業所
  - (2) 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
  - (3) 「漁業」に属する個人経営の事業所
  - (4) 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「家事サービス業」に属する事業所
  - (5) 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、外国公務に属する事業所
- 3 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成28年6月1日現在の数値です。
- 4 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス-活動調査、平成26年経済センサス-基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計されています。
- 5 構成比については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 6 統計表中の符号は、次のとおりです。
  - 「 - 」： 該当数値なし
  - 「 0.0 」： 単位未満の数値
  - 「・・・」： 不詳・資料なし
  - 「 △ 」： マイナス小数点以下の数値：小数点2位を四捨五入（表によっては、小数点3位を四捨五入）
- 7 産業分類  
産業分類は原則として、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類項目を用いています。
- 8 この報告書についてのお問い合わせ先  
綾部市総務防災室総務課情報管理担当 TEL 0773-42-4223（直通）

# 結果の概要

《参 考》

国・地方公共団体の事業所を含む事業所数・従業者数について

平成28年経済センサス-活動調査（以下、「活動調査」という。）においては、国・地方公共団体の事業所を調査対象としていないことから、参考として、活動調査の民営事業所数・従業者数に平成26年経済センサス-基礎調査（以下、「基礎調査」という。）で把握された国・地方公共団体の事業所数・従業者数を合算した市全体の事業所数等を試算しました。

◆事業所数

産業大分類別	民 営	国・地方 公共団体	総数 (試算値)
A～S 全産業	1,531	77	1,608
A 農業、林業	22	1	23
B 漁業	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
D 建設業	162	-	162
E 製造業	192	-	192
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	7
G 情報通信業	6	-	6
H 運輸業、郵便業	36	-	36
I 卸売業、小売業	358	-	358
J 金融業、保険業	17	-	17
K 不動産業、物品賃貸業	39	-	39
L 学術研究、専門・技術サービス業	47	3	50
M 宿泊業、飲食サービス業	206	-	206
N 生活関連サービス業、娯楽業	150	1	151
O 教育、学習支援業	44	26	70
P 医療、福祉	111	19	130
Q 複合サービス事業	23	-	23
R サービス業（他に分類されないもの）	113	5	118
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	20	20

注1) 民営事業所数は、活動調査による結果で、平成28年6月1日現在。

注2) 国・地方公共団体は、基礎調査による結果で、平成26年7月1日現在。

◆従業者数

産業大分類別	民 営	国・地方 公共団体	総数 (試算値)
A～S 全産業	15,063	1,236	16,299
A 農業、林業	252	1	253
B 漁業	-	-	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	0
D 建設業	850	-	850
E 製造業	5,076	-	5,076
F 電気・ガス・熱供給・水道業	44	18	62
G 情報通信業	36	-	36
H 運輸業、郵便業	755	-	755
I 卸売業、小売業	2,190	-	2,190
J 金融業、保険業	172	-	172
K 不動産業、物品賃貸業	164	-	164
L 学術研究、専門・技術サービス業	277	128	405
M 宿泊業、飲食サービス業	902	-	902
N 生活関連サービス業、娯楽業	676	3	679
O 教育、学習支援業	136	449	585
P 医療、福祉	2,419	139	2,558
Q 複合サービス事業	315	-	315
R サービス業（他に分類されないもの）	799	49	848
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	449	449

注1) 民営事業所数は、活動調査による結果で、平成28年6月1日現在。

注2) 国・地方公共団体は、基礎調査による結果で、平成26年7月1日現在。

# 1 事業所数及び従業者数

平成28年6月1日現在の綾部市内の全事業所数は1,608事業所(試算値)、従業者数は16,299人(試算値)となっています。

表1 事業所数及び従業者数の推移 (単位：事業所、人、%)

年次	事業所数			従業者数		
	実数	対前回増加数	対前回増加率	実数	対前回増加数	対前回増加率
昭和50年	2,569	12	0.5	18,493	△185	△1.0
53	2,586	17	0.7	17,604	△889	△4.8
56	2,538	△48	△1.9	17,337	△267	△1.5
61	2,420	△118	△4.6	16,745	△592	△3.4
平成3年	2,318	△102	△4.2	17,642	897	5.4
8	2,121	△197	△8.5	16,495	△1,147	△6.5
13	2,057	△64	△3.0	17,567	1,072	6.5
18	1,835	△222	△10.8	16,604	△963	△5.5
21	1,833	△2	△0.1	17,308	704	4.2
24 (試算値)	1,705	△128	△7.0	15,948	△1,360	△7.9
26	1,659	△46	△2.7	16,119	171	1.1
28 (試算値)	1,608	△51	△3.1	16,299	180	1.1

注) 平成18年までの数値は、事業所・企業統計調査による。

図1 事業所数・従業者数の推移

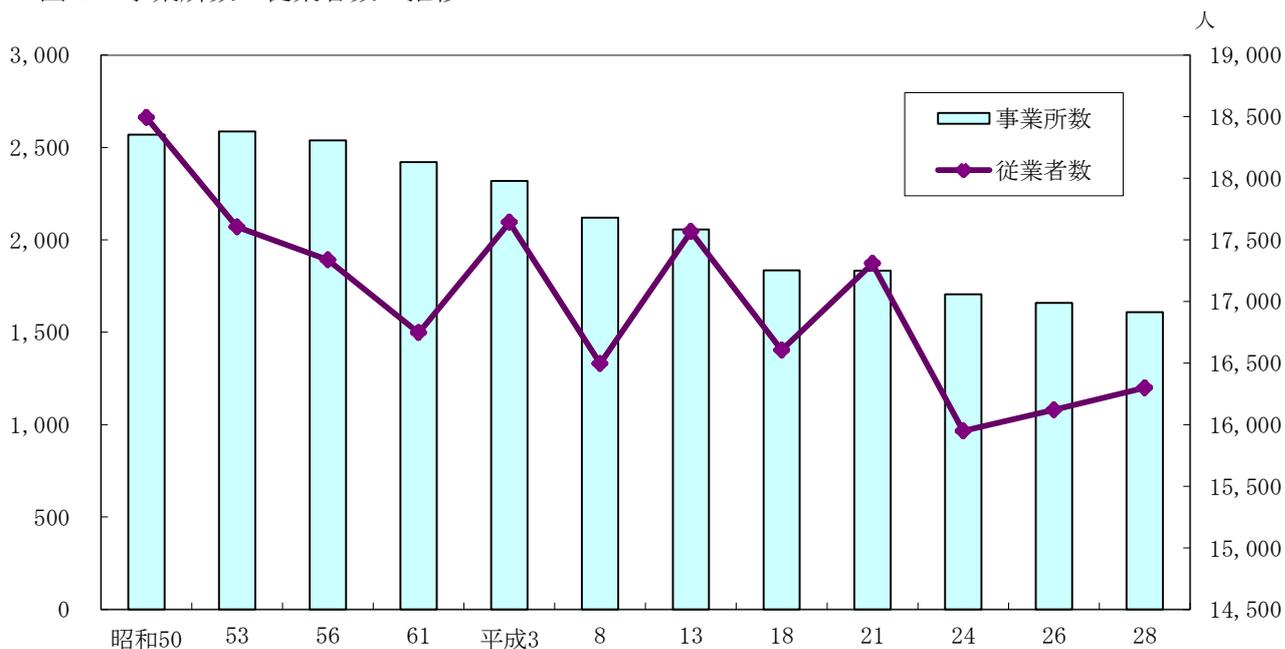


表2 事業所数及び従業者数

(単位：事業所、人、%)

区 分	事業所数				従業者数			
	28年	26年	増加数	増加率	28年	26年	増加数	増加率
民 営 事 業 所	1,531	1,582	△51	△3.2	15,063	14,883	180	1.2
国、地方公共 団 体 等	—	77	—	—	—	1,236	—	—

表3 京都府内上位20位の事業所数及び従業者数

(単位：事業所、人)

順位	事業所数			従業者数		
	市 町 村	事業所数	構成比 (%)	市 町 村	従業者数	構成比 (%)
1	京 都 市	70,637	62.1	京 都 市	739,542	65.0
2	宇 治 市	5,413	4.8	宇 治 市	54,794	4.8
3	京 丹 後 市	4,079	3.6	福 知 山 市	37,476	3.3
4	福 知 山 市	3,842	3.4	長 岡 京 市	30,067	2.6
5	舞 鶴 市	3,693	3.2	舞 鶴 市	29,805	2.6
6	亀 岡 市	3,090	2.7	亀 岡 市	27,474	2.4
7	長 岡 京 市	2,601	2.3	京 田 辺 市	23,632	2.1
8	城 陽 市	2,392	2.1	久 御 山 町	23,447	2.1
9	八 幡 市	1,964	1.7	八 幡 市	23,003	2.0
10	京 田 辺 市	1,960	1.7	京 丹 後 市	22,368	2.0
11	木 津 川 市	1,878	1.7	城 陽 市	21,463	1.9
12	向 日 市	1,790	1.6	木 津 川 市	15,547	1.4
13	久 御 山 町	1,579	1.4	<b>綾 部 市</b>	<b>15,063</b>	<b>1.3</b>
14	与 謝 野 町	1,551	1.4	向 日 市	14,110	1.2
15	<b>綾 部 市</b>	<b>1,531</b>	<b>1.3</b>	南 丹 市	12,552	1.1
16	南 丹 市	1,400	1.2	精 華 町	9,164	0.8
17	宮 津 市	1,234	1.1	宮 津 市	8,065	0.7
18	精 華 町	836	0.7	与 謝 野 町	7,658	0.7
19	京 丹 波 町	704	0.6	宇 治 田 原 町	5,220	0.5
20	宇 治 田 原 町	429	0.4	大 山 崎 町	5,146	0.5

## 2 産業分類別事業所数及び従業者数（民営）

### (1) 事業所数

産業分類別事業所数では、「卸売業・小売業」が358事業所で、全体の23.4%を占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」206事業所（13.5%）、「製造業」192事業所（12.5%）、となっており、上位3業種で全体の49.4%を占めています。

また、第1次～第3次産業別では、「第1次産業」が22事業所（1.4%）、「第2次産業」が354事業所（23.1%）、「第3次産業」が1,155事業所（75.4%）となっており、「第3次産業」の占める割合が高くなっています。

### (2) 従業者数

産業分類別従業者数では、「製造業」が5,076人（33.7%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が2,419人（16.1%）、「卸売業・小売業」が2,190人（14.5%）、となっており、上位3業種で全体の64.3%を占めています。

また、第1次～第3次産業別では、「第1次産業」が252人（1.7%）、「第2次産業」が5,926人（39.3%）、「第3次産業」が8,885人（59.0%）となっており、事業所数同様「第3次産業」の占める割合が高くなっています。

表4 産業分類別事業所数及び従業者数 (単位：事業所、人、%)

区分	事業所数		従業者数	
		構成比		構成比
<b>全産業（公務を除く）</b>	<b>1,531</b>	<b>100.0</b>	<b>15,063</b>	<b>100.0</b>
A 農業、林業	22	1.4	252	1.7
B 漁業	-	-	-	-
<b>第1次産業（A～B）</b>	<b>22</b>	<b>1.4</b>	<b>252</b>	<b>1.7</b>
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	162	10.6	850	5.6
E 製造業	192	12.5	5,076	33.7
<b>第2次産業（C～E）</b>	<b>354</b>	<b>23.1</b>	<b>5,926</b>	<b>39.3</b>
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.3	44	0.3
G 情報通信業	6	0.4	36	0.2
H 運輸業、郵便業	36	2.4	755	5.0
I 卸売業、小売業	358	23.4	2,190	14.5
J 金融業、保険業	17	1.1	172	1.1
K 不動産業、物品賃貸業	39	2.5	164	1.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	47	3.1	277	1.8
M 宿泊業、飲食サービス業	206	13.5	902	6.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	150	9.8	676	4.5
O 教育、学習支援業	44	2.9	136	0.9
P 医療、福祉	111	7.3	2,419	16.1
Q 複合サービス事業	23	1.5	315	2.1
R サービス業（他に分類されないもの）	113	7.4	799	5.3
<b>第3次産業（F～R）</b>	<b>1,155</b>	<b>75.4</b>	<b>8,885</b>	<b>59.0</b>

図2 産業分類別事業所数

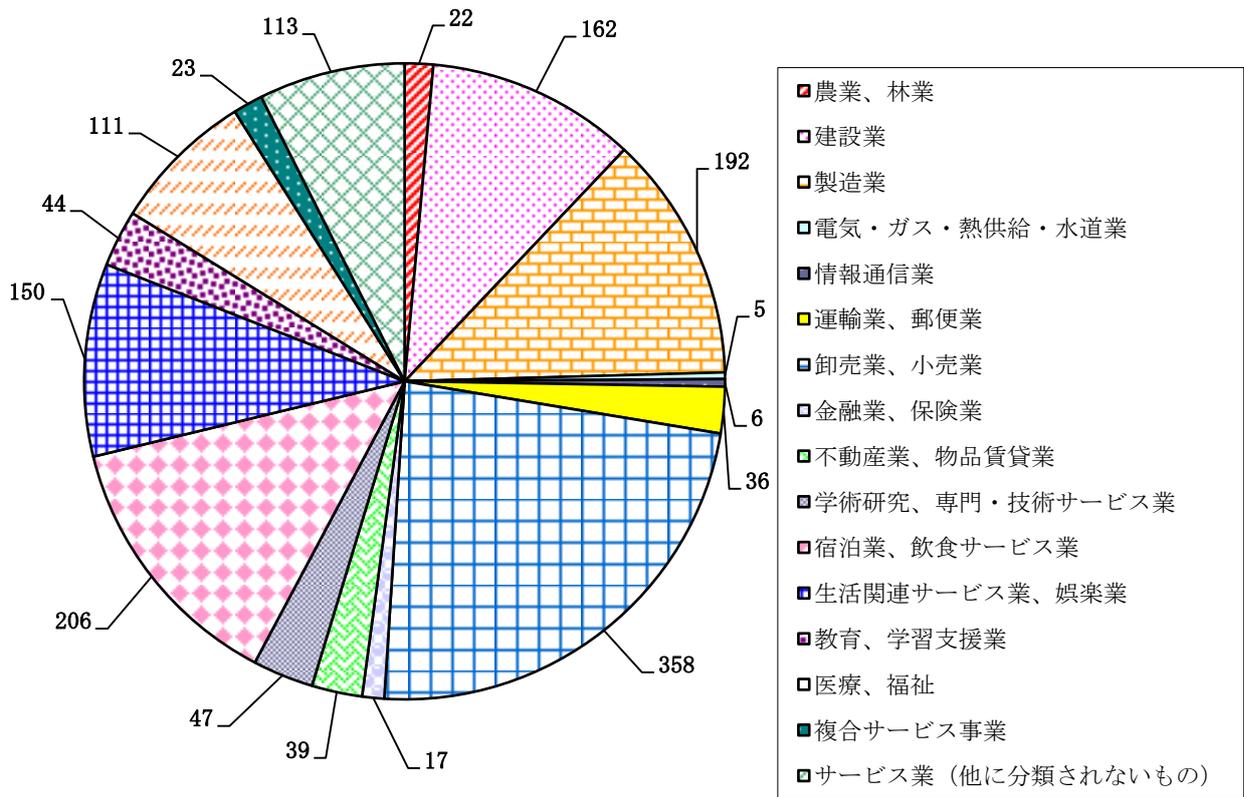
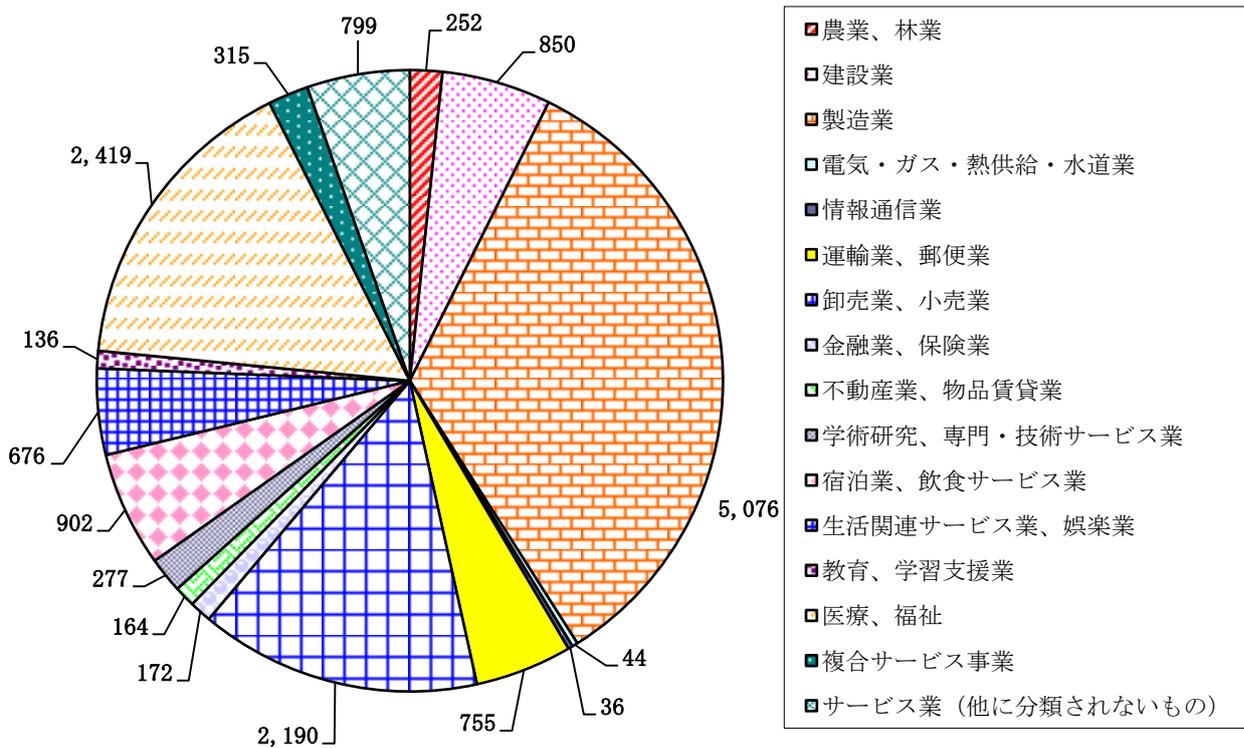


図3 産業分類別従業者数



### 3 従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）

従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」規模の事業所が975事業所で全体の63.7%を占め、次いで「5～9人」規模の事業所が237事業所（15.5%）となっており、「10人未満」規模の事業所は全体の79.2%を占めています。「100人以上」規模の事業所は、22事業所（1.4%）となっています。

次に従業者規模別での従業者数は、「100人以上」規模の事業所が最も多く4,507人（29.9%）で、次いで「10人～29人」規模の事業所が3,451人（22.9%）となっています。

表5 従業者規模別事業所数及び従業者数

（単位：事業所、人、%）

	事業所数			従業者数		
	28年	構成比	26年	28年	構成比	26年
総数	1,531	100.0	1,582	15,063	100.0	14,883
1～4人	975	63.7	1,007	2,039	13.5	2,097
5～9人	237	15.5	249	1,573	10.4	1,642
10～29人	218	14.2	222	3,451	22.9	3,458
30～49人	46	3.0	55	1,635	10.9	2,065
50～99人	28	1.8	25	1,858	12.3	1,802
100人以上	22	1.4	20	4,507	29.9	3,819
派遣・下請 従業者のみ	5	0.3	4	—	—	—

図4 従業者規模別事業所数

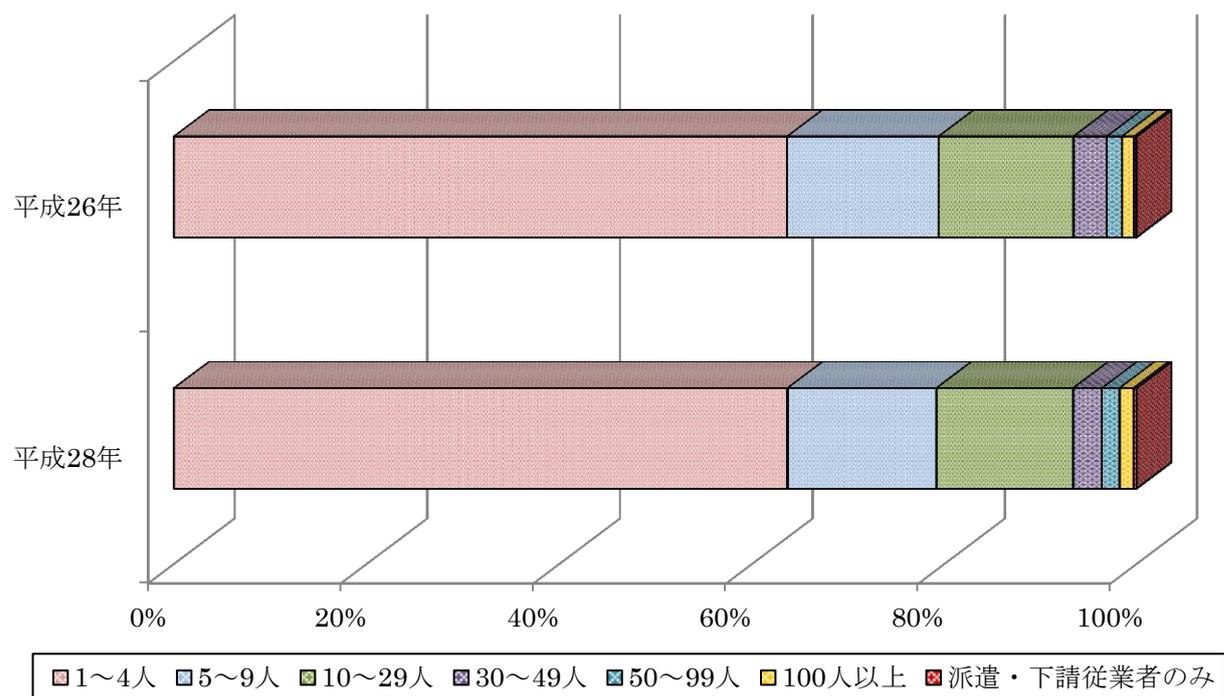
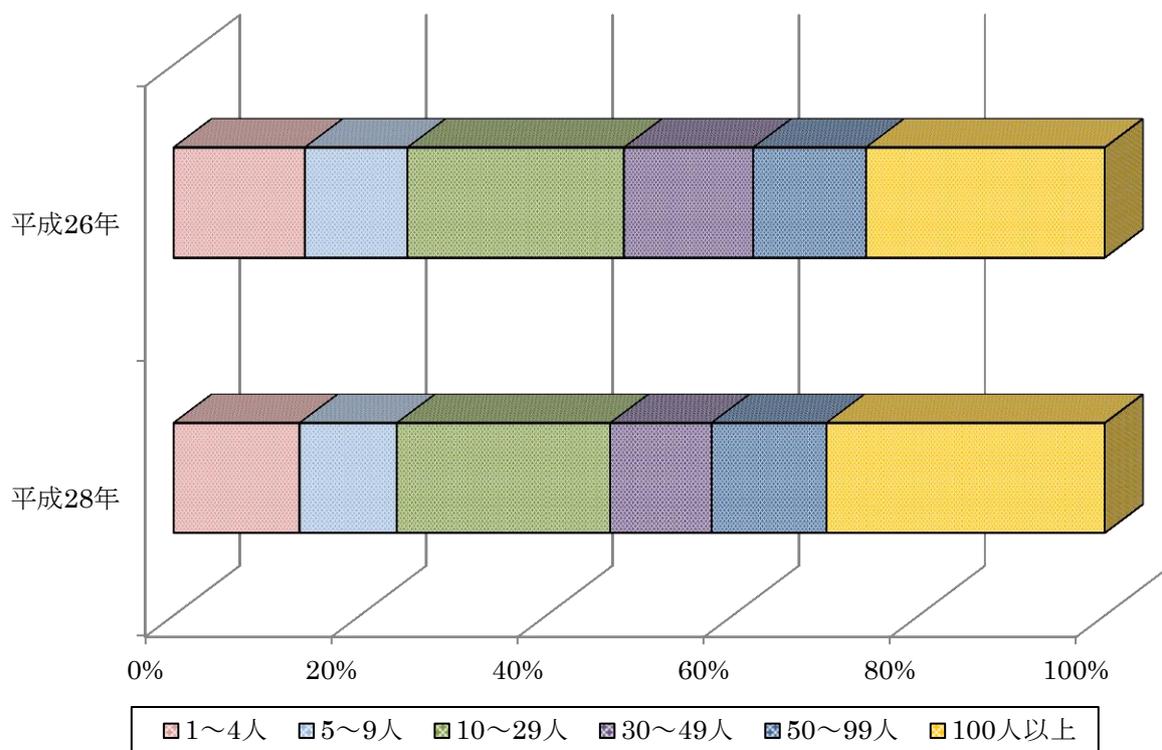


図5 従業者規模別従業者数



#### 4 男女別・産業別従業者数（民間）

全事業所における従業者数15,063人の男女別内訳をみてみますと、男8,467人で56.2%、女6,577人で43.7%となっています。

産業別にみても、男は「製造業」に3,515人（41.5%）、「卸売、小売業」に1,110人（13.1%）、「建設業」に687人（8.1%）となっており、上位3業種で62.7%を占めています。

女は「医療、福祉」に1,724人（26.2%）、「製造業」に1,561人（23.7%）、「卸売、小売業」に1,070人（16.3%）となっており、上位3業種で66.2%を占めています。

男女別従業者割合をみてみますと、男の占める割合の多い業種は、「電気・ガス・熱供給・水道業」（95.5%）、「建設業」（80.8%）、「農林漁業」（72.2%）となっています。

女の占める割合の多い業種は、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」（71.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」（62.4%）、「金融業、保険業」（62.6%）の順になっています。

表6 男女別・産業別従業者数 (単位：人、%)

区分	総数		従業者数				従業者割合	
	実数	構成比	男		女		男	女
			実数	構成比	実数	構成比		
全産業（公務を除く）	15,063	100.0	8,467	100.0	6,577	100.0	56.2	43.7
A 農業、林業	252	1.7	182	2.1	70	1.1	72.2	27.8
B 漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建設業	850	5.6	687	8.1	163	2.5	80.8	19.2
E 製造業	5,076	33.7	3,515	41.5	1,561	23.7	69.2	30.8
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	44	0.3	42	0.5	2	0.0	95.5	4.5
G 情報通信業	36	0.2	21	0.2	15	0.2	58.3	41.7
H 運輸業、郵便業	755	5.0	518	6.1	237	3.6	68.6	31.4
I 卸売業、小売業	2,190	14.5	1,110	13.1	1,070	16.3	50.7	48.9
J 金融業、保険業	172	1.1	65	0.8	107	1.6	37.8	62.2
K 不動産業、 物品賃貸業	164	1.1	100	1.2	64	1.0	61.0	39.0
L 学術研究、専門・ 技術サービス業	277	1.8	162	1.9	115	1.7	58.5	41.5
M 宿泊業、 飲食サービス業	902	6.0	330	3.9	563	8.6	36.6	62.4
N 生活関連サービ ス業、娯楽業	676	4.5	294	3.5	382	5.8	43.5	56.5
O 教育、学習支援業	136	0.9	39	0.5	97	1.5	28.7	71.3
P 医療、福祉	2,419	16.1	695	8.2	1,724	26.2	28.7	71.3
Q 複合サービス事業	315	2.1	191	2.3	124	1.9	60.6	39.4
R サービス業（他に 分類されないもの）	799	5.3	516	6.1	283	4.3	64.6	35.4

注) 総数に男女別の不詳を含む。

図6 男女別・産業別従業者数

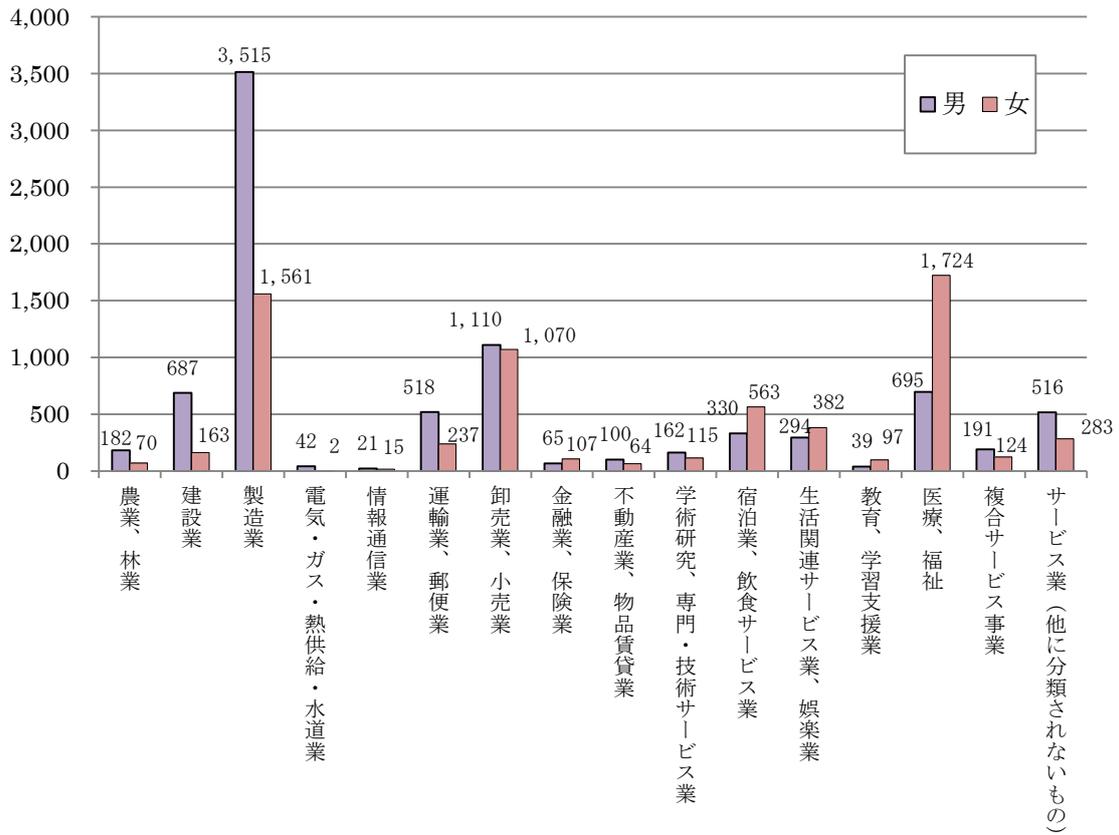
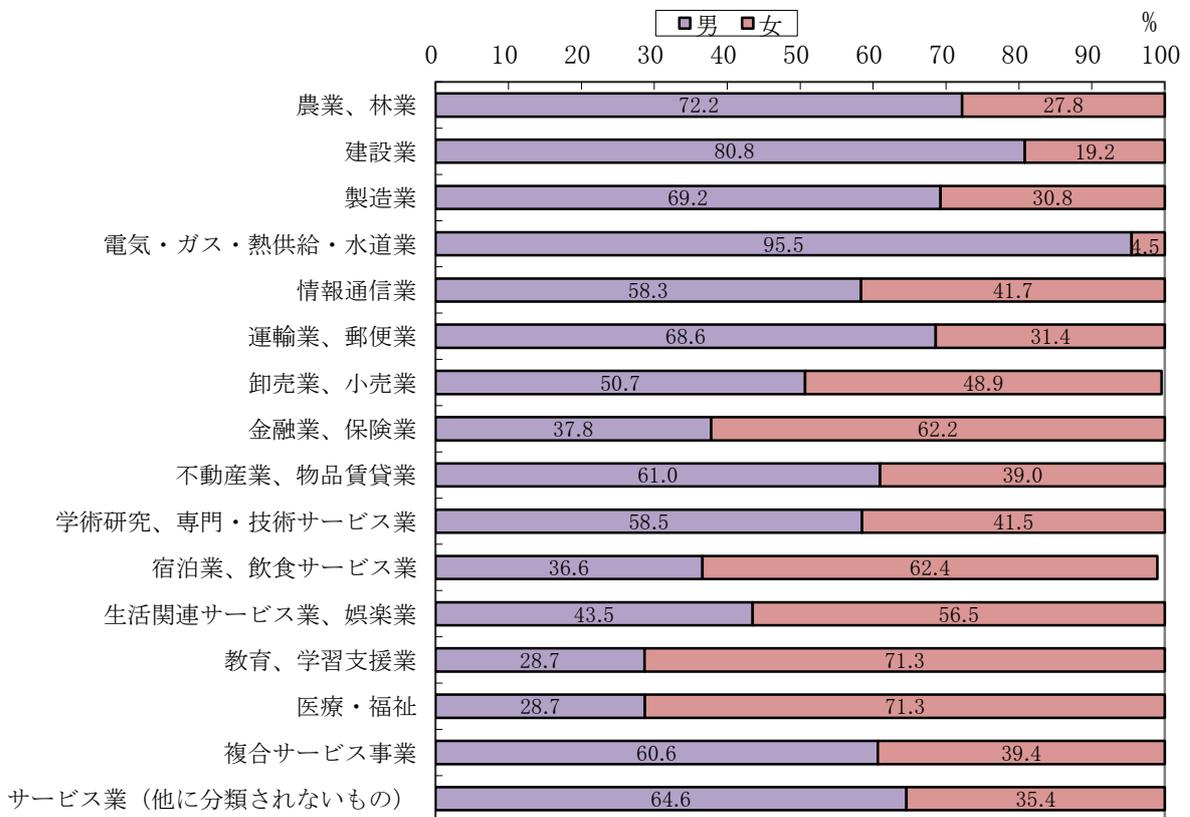


図7 産業別従業者の男女比



## 5 従業上の地位別、産業別の状況(民営)

民営事業所の産業大分類別に従業上の地位別の構成比をみると、「正社員・正職員」の割合が高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(97.7%)、「金融業、保険業」(82.6%)、で、その占める割合が8割を超えています。

一方、「宿泊業、飲食サービス業」(16.0%)で1割台、「教育、学習支援業」(29.4%)、「生活関連サービス、娯楽業」(28.7%)は2割台、「卸売業、小売業」(32.0%)、「情報通信業」(30.6%)は3割台と低くなっています。

「個人業主」の割合が比較的高い産業は、「教育、学習支援業」(23.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」(16.4%)、「生活関連サービス、娯楽業」(16.0%)、などで、「有給役員」の割合が高い産業は、「不動産業、物品賃貸業」(30.5%)、「正社員・正職員以外」の割合が比較的高い産業は、「宿泊業、飲食サービス業」(52.3%)、「卸売業、小売業」(47.1%)、「生活関連サービス、娯楽業」(47.0%)などとなっています。

図8 従業上の地位、産業(大分類)別従業者数の構成比

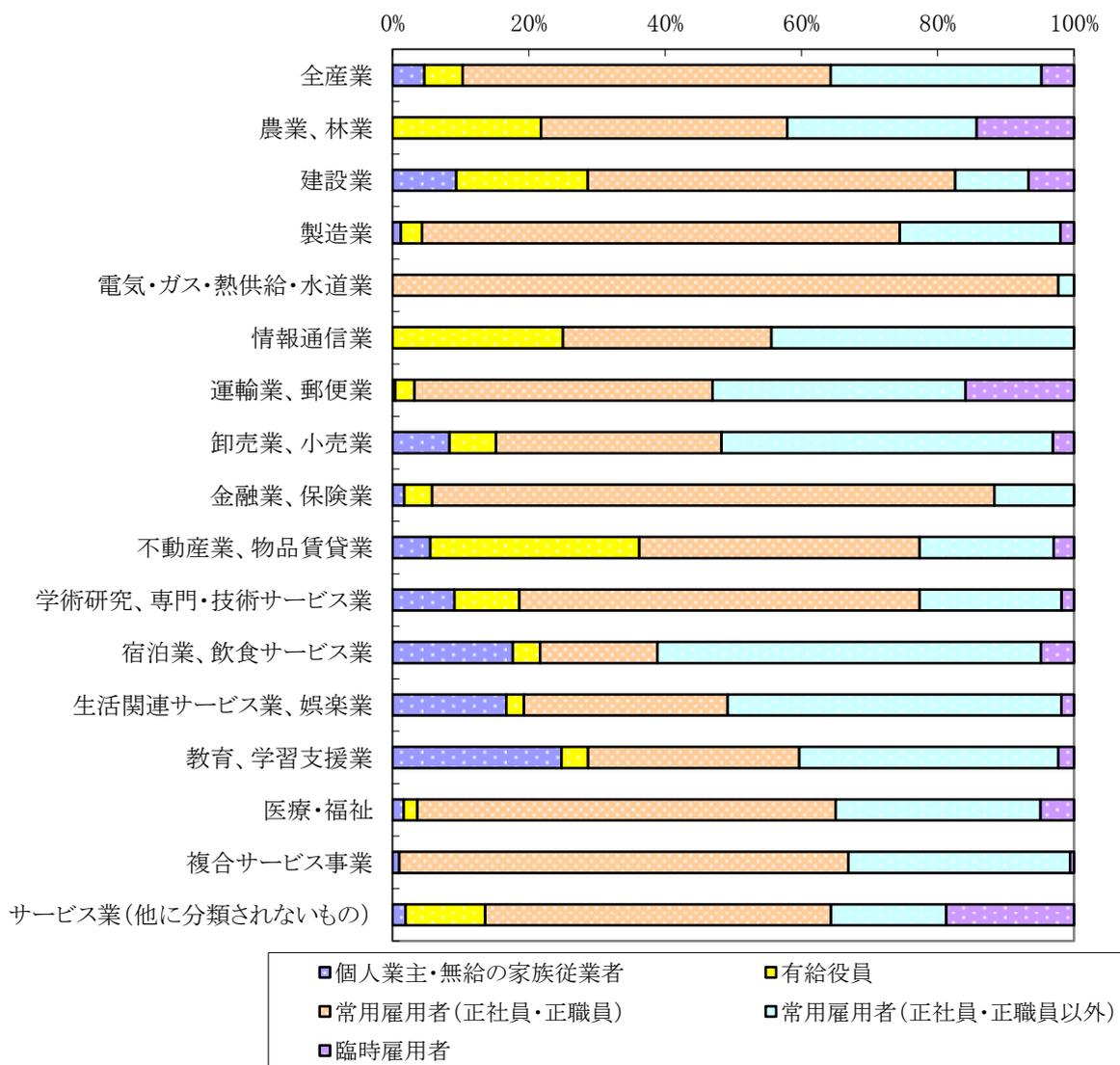


表7 従業上の地位、産業（大分類）別従業者数及び構成比

(民営 単位:人、%)

		全産業	農林 漁業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道業	情報 通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	金融業 保険業
総数	実数	15,063	252	850	5,076	44	36	755	2,190	172
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人業主	実数	700	—	77	60	—	—	3	178	3
	構成比	4.6	—	9.1	1.2	—	—	0.4	8.1	1.7
無給の家族従業者	実数	249	—	26	34	—	—	1	70	—
	構成比	1.7	—	3.1	0.7	—	—	0.1	3.2	—
有給役員	実数	824	55	159	156	—	9	21	144	7
	構成比	5.5	21.8	18.7	3.1	—	25.0	2.8	6.6	4.1
雇用者	実数	13,290	197	588	4,826	44	27	730	1,798	162
	構成比	88.2	78.2	69.2	95.1	100.0	75.0	96.7	82.1	94.2
常用雇用者	実数	12,577	161	533	4,725	44	27	610	1,732	162
	構成比	83.5	63.9	62.7	93.1	100.0	75.0	80.8	79.1	94.2
正社員・正職員	実数	7,994	91	445	3,537	43	11	330	700	142
	構成比	53.1	36.1	52.4	69.7	97.7	30.6	43.7	32.0	82.6
正社員・正職員以外	実数	4,583	70	88	1,188	1	16	280	1,032	20
	構成比	30.4	27.8	10.4	23.4	2.3	44.4	37.1	47.1	11.7
臨時雇用者	実数	713	36	55	101	—	—	120	66	—
	構成比	4.7	14.3	6.5	2.0	—	—	15.9	3.0	—

		不動産 業、物品 賃貸業	学術研究、 専門・技術 サービス 業	宿泊業、 飲食サ ービス 業	生活関 連サー ビス、娛 楽業	教育、学 習支援 業	医療 福祉	複合サ ービス 事業	サービス 業(他に分 類されな いもの)
総数	実数	164	277	902	676	136	2,419	315	799
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個人業主	実数	9	25	148	108	32	39	3	15
	構成比	5.5	9.0	16.4	16.0	23.5	1.6	1.0	1.9
無給の家族従業者	実数	1	3	64	27	7	10	1	5
	構成比	0.6	1.1	7.1	4.0	5.1	0.4	0.3	0.6
有給役員	実数	50	26	33	17	5	49	—	93
	構成比	30.5	9.4	3.7	2.5	3.7	2.0	—	11.6
雇用者	実数	104	223	657	524	92	2,321	311	686
	構成比	63.4	80.5	72.8	77.5	67.6	95.9	98.7	85.9
常用雇用者	実数	99	218	616	512	89	2,203	309	537
	構成比	60.4	78.7	68.3	75.7	65.4	91.1	98.1	67.2
正社員・正職員	実数	67	161	144	194	40	1,479	207	403
	構成比	40.9	58.1	16.0	28.7	29.4	61.1	65.7	50.4
正社員・正職員以外	実数	32	57	472	318	49	724	102	134
	構成比	19.5	20.6	52.3	47.0	36.0	29.9	32.4	16.8
臨時雇用者	実数	5	5	41	12	3	118	2	149
	構成比	3.0	1.8	4.5	1.8	2.2	4.9	0.6	18.6

## 6 地区別事業所数及び従業者数（民営）

地区別に事業所数をみてみますと、「綾部地区」に事業所が集中しており、729事業所（47.6%）あります。次いで「中筋地区」202事業所（13.2%）、「豊里地区」120事業所（7.8%）となっています。

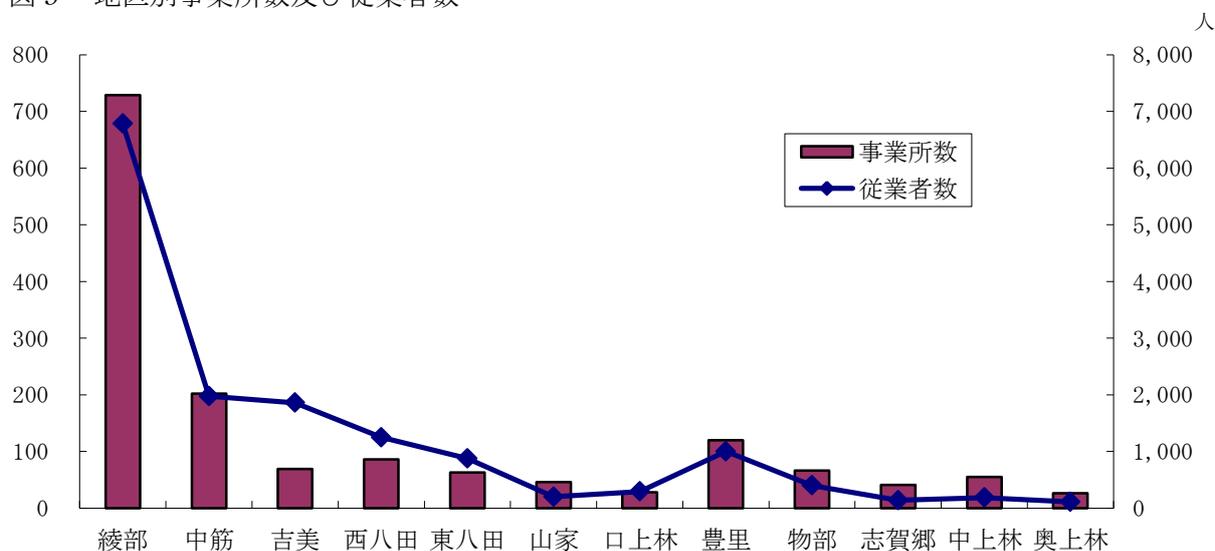
従業者数でみてみますと、事業所数と同じく「綾部地区」に6,785人（45.0%）と集中しており、次いで「中筋地区」1,974人（13.1%）、「吉美地区」1,859人（12.3%）となっています。

「吉美地区」は、工業団地が立地している関係で、1事業所当たりの従業者数が他の地区に比べて多くなっています。

表8 地区別事業所数及び従業者数 (単位：事業所、人)

区分	事業所数			従業者数			1事業所当たり従業者数
	28年	構成比	26年	28年	構成比	26年	
総数	1,531	100.0	1,582	15,063	100.0	14,883	9.8
綾部	729	47.6	778	6,785	45.0	6,946	9.3
中筋	202	13.2	203	1,974	13.1	1,812	9.8
吉美	69	4.5	60	1,859	12.3	1,584	26.9
西八田	86	5.6	87	1,248	8.3	1,205	14.5
東八田	63	4.1	64	874	5.8	812	13.9
山家	46	3.0	50	199	1.3	238	4.3
口上林	28	1.8	34	293	1.9	428	10.5
豊里	120	7.8	120	1,000	6.6	920	8.3
物部	66	4.3	60	398	2.6	409	6.0
志賀郷	41	2.7	46	138	0.9	142	3.4
中上林	55	3.6	53	186	1.2	210	3.4
奥上林	26	1.7	27	109	0.7	177	4.2

図9 地区別事業所数及び従業者数



## 7 経営組織別事業所数と従業者数

民営事業所数を経営組織別にみてもと、法人が805事業所（50.1%）、個人が709事業所（44.1%）となっています。

民営事業所の従業者数は15,063人で、法人が13,017人（79.9%）、個人が1,907人（11.7%）となっています。

表9 経営組織別事業所数

（単位：事業所 %）

経営組織	事業所数				
	28年	構成比	26年	増加数	増加率
総数	1,608	100.0	1,659	△51	△3.1
民営	1,531	95.2	1,582	△51	△3.2
個人経営	709	44.1	750	△41	△5.5
法人	805	50.1	818	△13	△1.6
会社	639	39.7	651	△12	△1.8
会社以外の法人	166	10.3	167	△1	△0.6
法人でない団体	17	1.1	14	3	21.4
国・地方公共団体	77	4.8	77	0	0

注) 平成28年の国・地方公共団体は平成26年の基礎調査による結果で総数は試算値による。

図10 経営組織別事業所数の構成比

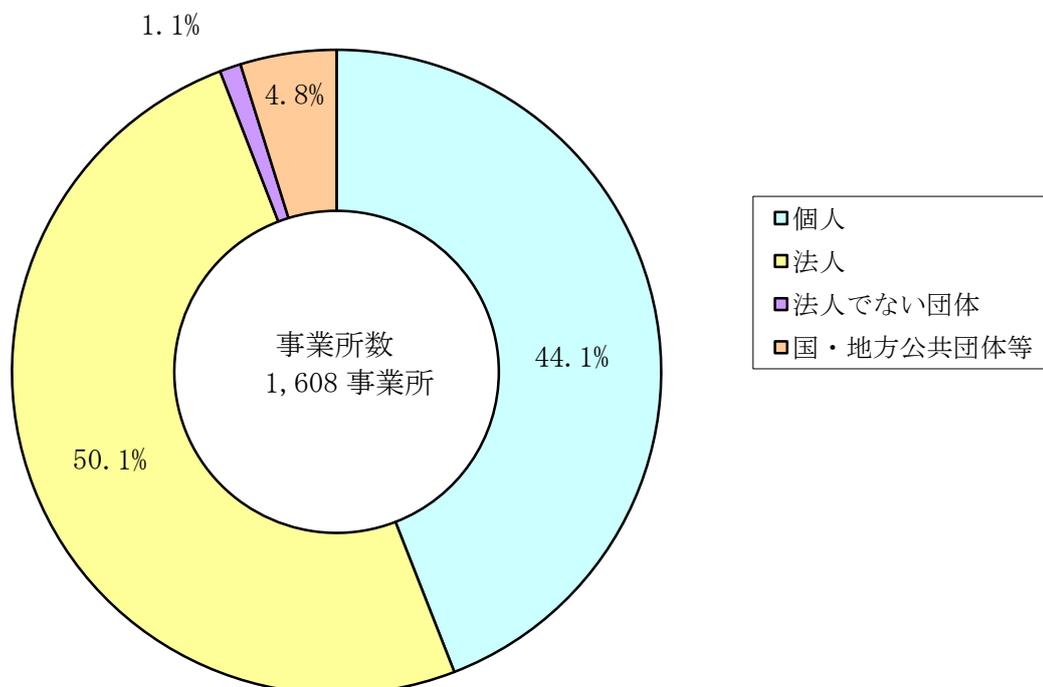


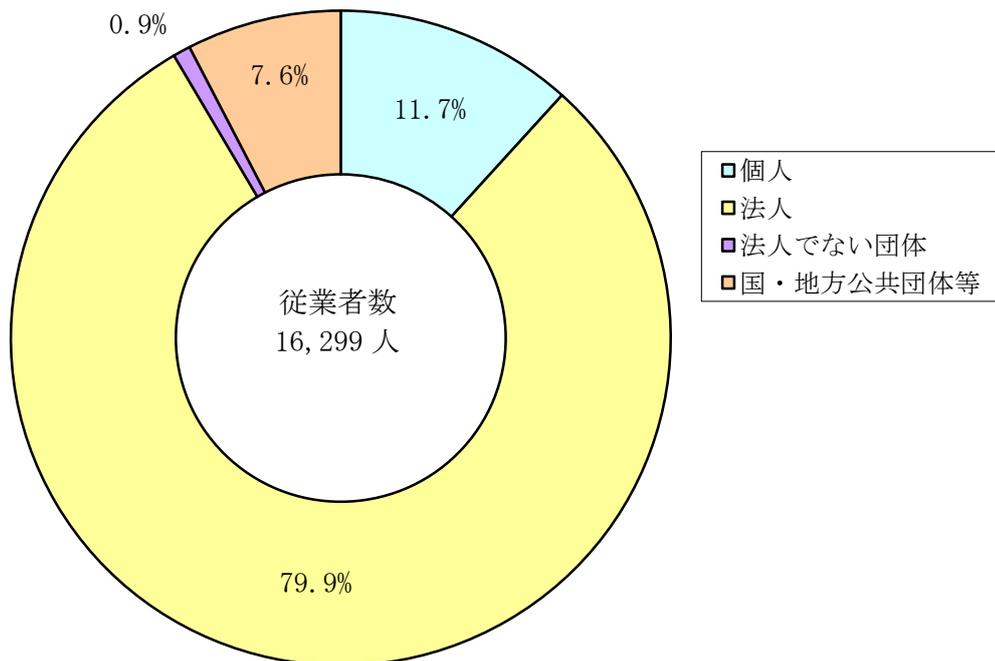
表10 経営組織別従業者数

(単位：人 %)

経営組織	従業者数				
	28年	構成比	26年	増加数	増加率
総数	16,299	100.0	16,119	180	1.1
民間	15,063	92.4	14,883	180	1.2
個人経営	1,907	11.7	2,065	△158	△7.7
法人	13,017	79.9	12,731	286	2.2
会社	10,109	62.0	9,431	678	7.2
会社以外の法人	2,908	17.8	3,300	△392	△11.9
法人でない団体	139	0.9	87	52	59.8
国・地方公共団体	1,236	7.6	1,236	0	0

注) 平成28年の国・地方公共団体は平成26年の基礎調査による結果で総数は試算値による。

図11 経営組織別従業者数の構成比



## 8 会社企業

民営事業所のうち、会社組織の事業所数は639事業所で民営事業所全体の41.7%を占めています。

単独、本所、支所別では、単独が288事業所(18.8%)、本所が58事業所(3.8%)、支所が293事業所(19.1%)となっています。

このうち、市内に本拠を有する会社企業(会社組織のうち単独と本所を合わせたもの。以下、「企業」という。)は346企業で、前回調査と比べ19企業、5.2%の減少となっています。

表11 経営組織別事業所数 (単位:事業所、%)

区 分	28年	構成比	26年	増加数	増加率
総 数	1,531	100.0	1,582	△51	△3.2
個 人	709	46.3	750	△41	△5.5
会 社	639	41.7	651	△12	△1.8
会社企業	346	22.6	365	△19	△5.2
単独	288	18.8	302	△14	△4.6
本所	58	3.8	63	△5	△7.9
支 所	293	19.1	286	7	2.4
そ の 他	183	12.0	181	2	1.1

# 統計表

第1表 産業（中分類）別事業所数及び男女別従業者数（民営）

産業中分類	事業所数	従業者数				1事業所当たり平均	産業中分類	事業所数	従業者数				1事業所当たり平均
		計	男	女					計	男	女		
<b>A～R 全産業（S公務を除く）</b>	1,531	15,063	8,467	6,577	9.8	46 航空運輸業	-	-	-	-	-	-	
<b>第1次産業</b>	22	252	182	70	11.5	47 倉庫業	1	305	124	181	305.0		
<b>A 農業、林業</b>	22	252	182	70	11.5	48 運輸に附帯するサービス業	5	42	35	7	8.4		
01 農業	20	208	141	67	10.4	49 郵便業（信書郵便事業を含む）	-	-	-	-	-		
02 林業	2	44	41	3	22.0	<b>I 卸売業、小売業</b>	358	2,190	1,110	1,070	6.1		
<b>B 漁業</b>	-	-	-	-	-	50 各種商品卸売業	-	-	-	-	-		
03 漁業（水産養殖業を除く）	-	-	-	-	-	51 繊維・衣服等卸売業	1	3	2	1	3.0		
04 水産養殖業	-	-	-	-	-	52 飲食料品卸売業	16	74	47	27	4.6		
<b>第2次産業</b>	354	5,926	4,202	1,724	16.7	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	18	106	74	32	5.9		
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	-	-	-	-	-	54 機械器具卸売業	7	55	43	12	7.9		
05 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	55 その他の卸売業	8	33	20	13	4.1		
<b>D 建設業</b>	162	850	687	163	5.2	56 各種商品小売業	-	-	-	-	-		
06 総合工事業	93	493	397	96	5.3	57 織物・衣服・身の回り品小売業	41	105	34	71	2.6		
07 職別工事業（設備工事業を除く）	42	195	166	29	4.6	58 飲食料品小売業	76	657	233	424	8.6		
08 設備工事業	27	162	124	38	6.0	59 機械器具小売業	59	295	221	74	5.0		
<b>E 製造業</b>	192	5,076	3,515	1,561	26.4	60 その他の小売業	120	684	350	324	5.7		
09 食料品製造業	17	459	253	206	27.0	61 無店舗小売業	6	113	57	56	18.8		
10 飲料・たばこ・飼料製造業	4	88	65	23	22.0	<b>J 金融業、保険業</b>	17	172	65	107	10.1		
11 繊維工業	31	322	101	221	10.4	62 銀行業	2	28	9	19	14.0		
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	6	33	26	7	5.5	63 協同組織金融業	4	61	29	32	15.3		
13 家具・装備品製造業	3	7	5	2	2.3	64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関	-	-	-	-	-		
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	3	83	56	27	27.7	65 金融商品取引業、商品先物取引業	1	6	5	1	6.0		
15 印刷・同関連産業	4	9	6	3	2.3	66 補助的金融業等	-	-	-	-	-		
16 化学工業	3	168	97	71	56.0	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	10	77	22	55	7.7		
17 石油製品・石炭製品製造業	1	31	28	3	31.0	<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>	39	164	100	64	4.2		
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	6	169	93	76	28.2	68 不動産取引業	12	41	23	18	3.4		
19 ゴム製品製造業	4	447	353	94	111.8	69 不動産賃貸業・管理業	17	34	21	13	2.0		
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	4	22	14	8	5.5	70 物品賃貸業	10	89	56	33	8.9		
21 窯業・土石製品製造業	8	37	29	8	4.6	<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>	47	277	162	115	5.9		
22 鉄鋼業	3	24	18	6	8.0	71 学術・開発研究機関	2	89	57	32	44.5		
23 非鉄金属製造業	5	30	23	7	6.0	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	18	42	23	19	2.3		
24 金属製品製造業	32	599	499	100	18.7	73 広告業	-	-	-	-	-		
25 はん用機会器具製造業	4	192	158	34	48.0	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	27	146	82	64	5.4		
26 生産用機械器具製造業	18	319	278	41	17.7	<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>	206	902	330	563	4.4		
27 業務用機械器具製造業	8	307	191	116	38.4	75 宿泊業	20	177	82	95	8.9		
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	6	932	688	244	155.3	76 飲食店	164	605	216	380	3.7		
29 電気機械器具製造業	11	516	325	191	46.9	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	22	120	32	88	5.5		
30 情報通信機械器具製造業	1	30	16	14	30.0	<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>	150	676	294	382	4.5		
31 輸送用機械器具製造業	5	236	185	51	47.2	78 洗濯・理容・美容・浴場業	111	456	178	278	4.1		
32 その他の製造業	5	16	8	8	3.2	79 その他の生活関連サービス業	21	89	44	45	4.2		
<b>第3次産業</b>	1,155	8,885	4,083	4,783	7.7	80 娯楽業	18	131	72	59	7.3		
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	5	44	42	2	8.8	<b>O 教育、学習支援業</b>	44	136	39	97	3.1		
33 電気業	3	25	24	1	8.3	81 学校教育	2	50	6	44	25.0		
34 ガス業	-	-	-	-	-	82 その他の教育、学習支援業	42	86	33	53	2.0		
35 熱供給業	-	-	-	-	-	<b>P 医療、福祉</b>	111	2,419	695	1,724	21.8		
36 水道業	2	19	18	1	9.5	83 医療業	57	1,116	293	823	19.6		
<b>G 情報通信業</b>	6	36	21	15	6.0	84 保健衛生	1	1	-	1	1.0		
37 通信業	-	-	-	-	-	85 社会保険・社会福祉・介護事業	53	1,302	402	900	24.6		
38 放送業	1	7	2	5	7.0	<b>Q 複合サービス事業</b>	23	315	191	124	13.7		
39 情報サービス業	1	2	1	1	2.0	86 郵便局	16	140	88	52	8.8		
40 インターネット附随サービス業	-	-	-	-	-	87 協同組合（他に分類されないもの）	7	175	103	72	25.0		
41 映像・音声・文字情報製作業	4	27	18	9	6.8	<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>	113	799	516	283	7.1		
<b>H 運輸業、郵便業</b>	36	755	518	237	21.0	88 廃棄物処理業	7	134	106	28	19.1		
42 鉄道業	2	71	62	9	35.5	89 自動車整備業	15	52	41	11	3.5		
43 道路旅客運送業	3	60	56	4	20.0	90 機械等修理業（別掲を除く）	9	71	51	20	7.9		
44 道路貨物運送業	25	277	241	36	11.1	91 職業紹介・労働者派遣業	2	115	69	46	57.5		
45 水運業	-	-	-	-	-	92 その他の事業サービス業	14	182	108	74	13.0		
						93 政治・経済・文化団体	18	105	51	54	5.8		
						94 宗教	47	133	84	49	2.8		
						95 その他のサービス業	1	7	6	1	7.0		

注) 従業者計に男女別の不詳を含む

第2表 産業（大分類）別、従業者規模（8区分）別事業所数（民営）

産業大分類	計	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	派遣・下請者のみ	従業者数
A～R 全産業（S公務を除く）	1,531	975	237	162	56	46	28	22	5	15,063
<b>第1次産業</b>	<b>22</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>252</b>
A 農業、林業	22	8	4	7	2	1	-	-	-	252
B 漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>第2次産業</b>	<b>354</b>	<b>193</b>	<b>67</b>	<b>36</b>	<b>14</b>	<b>16</b>	<b>17</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>5,926</b>
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	162	101	37	18	4	2	-	-	-	850
E 製造業	192	92	30	18	10	14	17	11	-	5,076
<b>第3次産業</b>	<b>1,155</b>	<b>774</b>	<b>166</b>	<b>119</b>	<b>40</b>	<b>29</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>8,885</b>
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	1	2	2	-	-	-	-	-	44
G 情報通信業	6	3	2	1	-	-	-	-	-	36
H 運輸業、郵便業	36	10	8	7	5	5	-	1	-	755
I 卸売業、小売業	358	249	54	38	7	4	3	2	1	2,190
J 金融業、保険業	17	6	4	2	5	-	-	-	-	172
K 不動産業、物品賃貸業	39	32	3	3	-	1	-	-	-	164
L 学術研究、専門・技術サービス業	47	33	9	2	2	-	1	-	-	277
M 宿泊業、飲食サービス業	206	147	36	18	4	1	-	-	-	902
N 生活関連サービス業、娯楽業	150	123	9	13	1	1	1	1	1	676
O 教育、学習支援業	44	37	2	1	1	1	-	-	2	136
P 医療、福祉	111	37	24	23	9	9	4	5	-	2,419
Q 複合サービス事業	23	14	2	4	1	-	1	1	-	315
R サービス業 (他に分類されないもの)	113	82	11	5	5	7	1	1	1	799

付録 府内市町村別事業所及び従業員数（民営）

市町村	事業所数		従業員数							
	実数	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	男	構成比 (%)	女	構成比 (%)	1事業所 当たり平均	
京都府計	113,774	100.00	1,137,370	100.00	608,035	100.00	523,737	100.00	10.0	
京都市	70,637	62.09	739,542	65.02	391,199	64.34	344,296	65.74	10.5	
福知山市	3,842	3.38	37,476	3.29	21,413	3.52	15,998	3.05	9.8	
舞鶴市	3,693	3.25	29,805	2.62	15,836	2.60	13,807	2.64	8.1	
<b>綾部市</b>	<b>1,531</b>	<b>1.35</b>	<b>15,063</b>	<b>1.32</b>	<b>8,467</b>	<b>1.39</b>	<b>6,577</b>	<b>1.26</b>	<b>9.8</b>	
宇治市	5,413	4.76	54,794	4.82	27,521	4.53	27,125	5.18	10.1	
宮津市	1,234	1.08	8,065	0.71	4,245	0.70	3,809	0.73	6.5	
亀岡市	3,090	2.72	27,474	2.42	14,349	2.36	13,070	2.50	8.9	
城陽市	2,392	2.10	21,463	1.89	10,423	1.71	10,945	2.09	9.0	
向日市	1,790	1.57	14,110	1.24	7,525	1.24	6,565	1.25	7.9	
長岡京市	2,601	2.29	30,067	2.64	16,918	2.78	13,027	2.49	11.6	
八幡市	1,964	1.73	23,003	2.02	13,164	2.17	9,719	1.86	11.7	
京田辺市	1,960	1.72	23,632	2.08	13,199	2.17	10,333	1.97	12.1	
京丹後市	4,079	3.59	22,368	1.97	11,814	1.94	10,518	2.01	5.5	
南丹市	1,400	1.23	12,552	1.10	7,199	1.18	5,316	1.02	9.0	
木津川市	1,878	1.65	15,547	1.37	7,454	1.23	7,940	1.52	8.3	
乙訓郡 大山崎町	401	0.35	5,146	0.45	3,663	0.60	1,483	0.28	12.8	
久世郡 久御山町	1,579	1.39	23,447	2.06	15,383	2.53	8,000	1.53	14.8	
綴喜郡	井手町	335	0.29	3,998	0.35	1,952	0.32	2,046	0.39	11.9
	宇治田原町	429	0.38	5,220	0.46	3,547	0.58	1,664	0.32	12.2
相楽郡	笠置町	85	0.07	438	0.04	230	0.04	208	0.04	5.2
	和束町	136	0.12	1,035	0.09	624	0.10	411	0.08	7.6
	精華町	836	0.73	9,164	0.81	4,577	0.75	4,412	0.84	11.0
	南山城村	83	0.07	586	0.05	259	0.04	174	0.03	7.1
船井郡 京丹波町	704	0.62	5,053	0.44	2,768	0.46	2,278	0.43	7.2	
与謝郡	伊根町	131	0.12	664	0.06	379	0.06	285	0.05	5.1
	与謝野町	1,551	1.36	7,658	0.67	3,927	0.65	3,731	0.71	4.9

注) 従業員数実数には、男女不詳を含む

綾部市の事業所

《平成28年経済センサス-活動調査結果報告書》

編集発行 綾部市総務部総務防災室総務課

TEL (0773) 42-3280 (代表)

FAX (0773) 42-4406

e-mail [somu@city.ayabe.lg.jp](mailto:somu@city.ayabe.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.ayabe.lg.jp>